

## 5 景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

以下に掲げる方針に適合する公共施設を景観重要公共施設に指定し、施設管理者等関係機関と連携を図りながら、良好な景観形成のための整備に取り組んでいくこととする。

なお、各公共施設の整備方針や占用許可の基準については、熱海市景観デザイン会議の意見を聴いて検討することとする。

### 〔景観重要公共施設の指定の方針〕

- 眺望景観を保全・活用するため、視点場の整備やその周辺環境の整備等を行うべきもの
- 観光都市としてふさわしい、にぎわい景観づくりを行うため、デザインの調整や環境整備などが必要となるもの
- 景観構造上重要な公共施設であり、その整備等に関し、景観面での取り組みが必要なもの

### < 指定予定候補 >

にぎわい創出路線（まちづくり条例）

東海岸町地区内の駅から海へつながる道路

海岸（サンビーチ、渚町デッキ、長浜人工海浜を含む市内全域の海岸）

熱海駅前広場

図 にぎわい創出路線

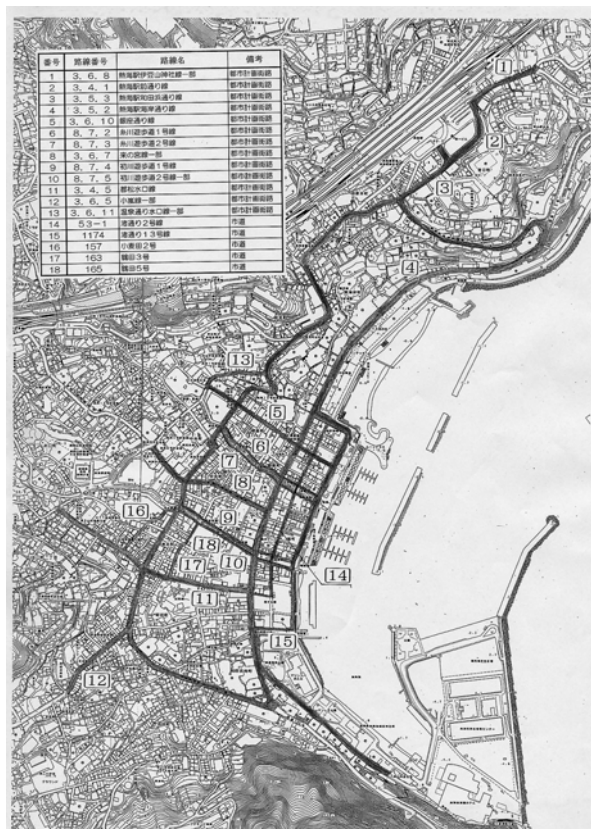


図 東海岸町地区の海への道路

